

令和4年度社会福祉法人遠野市保育協会事業計画

当協会は、市内全域での保育園の経営及び全小学校区における児童館・児童クラブの受託運営を行い、遠野市での子育て支援における重要な位置付けを担う法人です。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止や規模縮小を余儀なくされた行事等もありましたが、子どもの学びや成長を止めることがないよう、感染防止対策を徹底し知恵を出し、工夫しながら事業を継続してきました。

令和4年度においても、引き続き感染防止対策を徹底しながら、次のような取組みを行ってまいります。

1 法人運営（事務局）

社会福祉法人制度改革の趣旨に沿って、社会福祉法人としての使命を果たして行くとともに、急激な少子化に対する的確な対応を行い、将来を見据えた安定した経営を図るよう努めてまいります。

(1) 社会福祉法人制度改革への対応

経営組織のガバナンスや財政規律の強化、事業運営の透明性の向上など制度改革への推進を図り、変化する事業環境に適切に対応するとともに、ICTの更なる推進等による業務の効率化や効率的な経営の実現に向け取り組んでまいります。

また、「地域における公益的な取組」においては、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じながら、協会が各町に所有する施設やそこに勤務する職員等の資源を最大限に活かし、子育て支援を担う法人として“子ども”という言葉キーワードに取組みを展開するとともに、これらの取組を地域や市民に広く理解してもらえよう、PRに努めます。

更には、市社会福祉協議会を始めとした社会福祉法人との連携を深め、令和4年3月18日設立予定の遠野市社会福祉法人等連絡会に参画するなど、地域共生社会の実現に向けた取組みを推進してまいります。

(2) 第2期健全経営計画（元気プラン）の推進

平成28年度に10ヵ年計画として策定した第2期元気プランについては、近年の急激な出生数の減少に伴い、現計画との間に大きな乖離が生じ、法人経営にも大きく影響していることから、将来にわたり安定的な経営基盤の確立を図るため、運営費の再試算、保育園定員の見直し、施設の改築に合わせた統廃合なども検討してまいります。

(3) 適正な会計処理と監査機能の充実

「社会福祉法人会計基準」に則した適正な会計処理に努めるとともに、会計監査人による外部監査体制を継続し、計算書類等の信頼性の向上を図ってまいります。また、税理士の指導による内部監査機能の充実に努めるほか、会計処理能力の向上に向けた指導・研修を強化してまいります。

なお、内部監査機能については、外部監査との兼ね合いもあることから内部監査においては、施設の運営等にも視点を置いた監査を実施していきます。

ア 外部監査等

(ア) 会計監査人 延べ監査日数 45日

(イ) 税理士指導 毎月 1回

イ 会計監査

(ア) 決算監査 1回（5月上旬）

(イ) 出納（現場）監査 3回（7月、11月、2月）

(4) 広報活動の強化と情報発信の取り組み

市民等に当協会の事業や活動の内容を広くお知らせするため、次の方法により積極的に周知を図ってまいります。

ア ホームページの内容充実

施設毎の春夏秋冬の活動内容などの情報や社会福祉法人としての基本情報を保護者や市民の方々に提供していきます。

イ 協会広報誌「かたぐるま」の発行（年2回）

ウ オリジナル番組「とおのっこバンザイ」の自主制作

毎月、各施設の持ち回りで3～4分程度の番組として制作し、遠野テレビで放映します。

エ 「メール送信システム」（各保育園）の活用

行事のお知らせ、感染症情報、緊急時等の情報伝達を行い、保護者等との情報共有を図ります。

(5) 職員体制等

ア 人材の安定的な確保

多様化するニーズに対応するとともに、質が高く、安定したサービスの提供を実施するためには、専門性の高い人材の確保が重要です。当協会では、職員採用試験の年2回（6月及び9月）の実施、奨学金返済支援制度の継続、職員の処遇改善等を行いながら魅力的な職場をPRするなど、人材の確保に努めます。

また、今後も運営費も含めた経営状況を勘案しながら必要な対策を講じます。

イ 人材の育成（研修等の充実）

組織内研修と組織外研修（派遣研修）を連動させ、勤務体制の工夫などにより積極的に研修等への参加を促し、職員の資質向上と人材の育成を図るとともに、令和3年度に導入したリーダー制を継続し、キャリアパス制度と連動した人材育成のシステム化により、職員の意識改革に努めます。

(6) 安全管理（リスクマネジメントの取り組み）

ア 事故防止対策

保育等の施設内外で想定される事故等のリスクを洗い出し、再発防止や類似事故の発生日予防に努めるとともに、施設内外の安全点検を行い、事故防止対策のために職員の共通理解やリスク感性を高めていきます。

イ 災害時の対応

災害等の発生に備え、地域と協働して危険箇所の点検や避難訓練を実施し、不測の事態に備えた防災対策に取り組みます。また、市との災害支援協定による福祉避難所開設の協力など、災害に備え、関係各所との連携を図ります。

ウ 感染症等の対応

新型コロナウイルス感染症の収束が見えない状況が続く中、当協会においても最新の情

報に基づいて可能な限りの対応を行います。

その他の疾病の発生予防にも努めることは勿論のこと、発生した際の拡大防止策を講ずることが重要なことから、手順・手技・情報発信等のマニュアルの再確認の他、引続き嘱託医、市及び保健所等と連携を図りながら対応していきます。

エ セキュリティ対策

全国的にシステムの不正アクセスやウイルス感染、個人情報等の漏えい等の事案が増加していることから、職員のセキュリティ意識の向上やウイルス対策の強化など、ソフト及びハードの両面から対策を強化します。

(7) 会議等の開催

ア 理事会、評議員会の開催

法人運営の重要事項等についての審議・決議を行うため次のとおり開催する予定です。

開催予定日	会議名称	審議内容
6月7日(火)	第1回理事会	・令和3年度事業報告及び収支決算 ・令和4年度一般会計補正予算 等
6月23日(木)	定時評議員会	・令和3年度事業報告及び収支決算
9月27日(火)	第2回理事会	・令和4年度一般会計補正予算 等
12月8日(木)	第3回理事会	・令和4年度一般会計補正予算 等
3月14日(火)	第4回理事会	・令和5年度事業計画及び当初予算 等

イ 経営会議の開催

経営執行の方針や業務上の重要事項などの討議検討と法人を取り巻く状況などの情報の共有を図るため、適宜、経営会議を開催します。

ウ 「定例園長会議」・「児童館長等会議」の開催

保育園、児童館等法人施設間の連絡調整や相互連携を図るため、それぞれ毎月（各12回）開催します。

- ・参集範囲：理事長、各施設長等

エ 「福祉サービスに関する運営適正化検討会議」の開催

施設に寄せられた苦情や事故等について事例検証を行い、意識、対応策等の共有と、苦情処理対応や事故防止等のリスクマネジメントのため、年2回（上期・下期）に開催します。

- ・参集範囲：正副理事長、苦情解決第三者委員（監事）、苦情解決責任者（各施設長）

オ 「契約等予定者選定委員会」の開催

工事及び備品購入等に係る契約等予定者（業者）の適正な選定を図るため開催します。（随時）

- ・参集範囲：選定委員会委員、該当施設長

カ 協会50周年に向けた取組み

当協会は、令和6年2月に設立50周年を迎えることから、年度内に準備組織を立上げるなど準備を進めます。

2 保育園の運営

子育てを取り巻く環境は、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加などにより、仕事と子育ての両立によって負担や不安を抱える保護者が増加の傾向にあるため、子育てに関する支援のニーズが高まっております。このような状況の中、職員一人ひとりが専門性を自覚し「その子がその子らしく成長していく過程を支援する専門家」として、子どもの主体性を育てる保育を大切に、全保育園で「子どもたちと共に笑顔の花が咲く職場」を目指した運営に努めてまいります。

また、保育所保育指針の趣旨を基盤とし、子どもの健康及び安全を確保しつつ、子どもの一日の生活や遊びの発達過程を見通し、「児童ファースト」を全職員の合言葉として、子ども主体の保育の内容を組織的・計画的に実践してまいります。

(1) 入所児童数の見込み

令和4年度保育所入所受付児童数 535名は、昨年度当初入所児童数 587名（宮守教育認定児童含む）より52名少ない人数でスタートします。

出生数減少のなか、地域偏在がより顕著になってきていますが、入所園児の保護者を通じた声掛けや地域の行事参加及び施設訪問等により更なる認知度向上を図るなど、入所児童の確保に努めます。

(2) 保育の質向上への取組み

入所している子どもたちの最善の利益を意識し、子ども主体の中で、一人一人の発達過程に合わせた環境を作り、充実した活動ができるよう保育所保育指針に基づく職員の資質・専門性の向上を図り、保育の質を高めてまいります。（各保育園の保育計画・事業計画等の詳細は添付のとおり）

ア 保育士等の専門性の向上

『子どもがその時その時に見せる意欲を育てる』ことが保育士の役割であることを忘れず、質の高い保育を展開するために子どもの保育に関わるあらゆる職種の職員一人一人が、保育の専門性を意識し専門性を高めるため、必要な知識及び技術の習得、維持及び向上に努めます。

イ 組織的な取組

保育園ごとに保育計画の展開状況や保育士等の自己評価を踏まえ、園全体での保育内容に対する自己評価を行うとともに、外部評価も導入した評価結果を分析し、園として取り組むべき課題を明確にして改善を進め、質の高い保育サービスの提供に努めます。

ウ 多様化する保育ニーズへの対応

女性の就業率の向上、就労形態の複雑化や核家族化等により多様化する保育ニーズに対応するため、特別保育の充実を図り継続してまいります。

エ 子育て（保護者）支援の充実

保護者への支援・相談業務は保育士の役割でもあります。保護者の気持ちに寄り添い、信頼関係を築き子育ての悩み等の相談に対して、その専門性を活かした“夢をつむぐ子育て支援”を実施します。

また、入所児童にとどまらず地域に開かれた子育て支援に関する拠点としての役割を担っていきます。

オ 食育の充実

「食育」は、食を営む力の育成に向け、乳幼児期における望ましい食に関する習慣の定着及び食を通じた人間性の形成や家族関係づくりによる心身の健全育成を図るために積極的に取り組むことが求められております。食育を保育の内容の一環として位置付け、安心安全、楽しい食と情報の提供並びに健康を守る自園調理提供に取り組むとともに、体調不良、食物アレルギーなど一人一人の子どもの心身の状態等に応じた対応をしております。

また、栄養士、調理員は、定期的に子どもへの給食及び食材の説明を行うとともに、食べ方、食の進み具合等を観察しながら献立、調理に反映します。

カ 公開保育の実施

保育の質を上げていくためには、保育者が互いに学び合う風土づくりが大切であり、保育者の同僚性を高め、各保育園での実践事例を通して保育の良さや課題を見つめ直すことを目的に公開保育を実施します。（公開保育実施予定園数：4園程度）

(3) 病児等保育の受託

平成22年度に開設された「遠野市病児等保育施設（わらっぺホーム）」の運営業務を継続して受託し、遠野病院や市関係部署等との連携を密に病児等の適切な看護及び保育の提供を行い、保護者の就労支援にも繋げていきます。

(4) 園舎等の施設整備

施設整備計画に基づき、児童の安全を考え老朽化が進んでいる施設の整備を市と連携協議しながら進めてまいります。特に、施設整備計画に搭載している園舎の整備については、候補地の選定や建設規模、資金繰りなどを検討してまいります。また、良好な施設環境の維持を図るため、全園で施設の点検を実施し、年次計画を立てながら計画的に補修及び改修に努めてまいります。

(5) 小学校等との連携

子どもの育ちを次のステージ（小学校）へ繋げていくことは、保育所の社会的責任でもあります。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭におき、アプローチカリキュラムを作成し卒園後のスムーズな学びへの接続を意識した主体的で共同的な活動の充実を図るとともに、保育園から小学校に入学する卒園児の情報提供（保育要録）を継続してまいります。

また、障がい児（グレーゾーンの園児含む）の情報共有など、関係機関等との連携を強化します。

3 児童館・児童クラブの運営

令和4年度も指定管理者として7児童館（遠野・白岩・綾織・青笹・上郷・宮守・附馬牛）、業務受託として4児童クラブ（小友・土淵・鱒沢・達曽部）の運営を行います。市内全11小学校区における放課後の居場所として遊び（体験・交流・学び等）を通し、健全育成に努めます。

また、白岩児童館改築計画並びに小友及び達曽部児童クラブの改修計画については、運営を担う立場として、子どもたちにとってより良い施設となるよう意見を述べてまいります。

(1) 職員の配置

館長には熱意を持った方を委嘱し、1人・複数館担当の体制を継続します。

なお、館長の地域における役割や職務等が多様化してきていることから、今後の職務内容や委嘱期間等の改善に向けた検討を進めることとします。

職員体制は、各館・クラブには、遊びの指導員2名の配置を基本としながら、利用状況等に応じ柔軟に増員対応します。

なお、児童館には正規職員を最低1名配置し、児童クラブへの正規職員の配置についても市と協議しながら検討してまいります。

(2) 遊びの指導内容の充実

児童館は健全な遊びを通して、子どもの生活の安定と能力の発達を援助していくことを目的に設置されている施設です。遊び自体の中に子どもを発達させる重要な要素があることから、遊びによって心身の健康を維持し、知的・社会的能力を高め、同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取り組めるような事業やプログラムを工夫するなど内容の充実を図ってまいります。

また、中学校区ごとの合同の交流会等を積極的に取り組んでまいります。

(3) 職員の資質向上

年齢や発達状態が異なる多様な子どもたちが一緒に過ごす場である児童館・児童クラブの職員は、それぞれの子どもの発達の特徴や子ども同士の関係を捉えながら適切に関わる専門性が求められます。ついては、内部研修の充実を図るとともに、「児童厚生2級指導員研修」「放課後児童支援員資格」を積極的に専門研修、資格習得の機会を設けていきます。

(4) 要支援児童への対応

近年、増加傾向にある要支援（ADHD等障害又はこれに類する）児童への対応については、専門家による講義及びケース検討の研修を実施し、障害の理解及び保護者を含めた適切な対応や支援の仕方などについての対応力の向上を図り、児童に寄り添った支援を行ってまいります。

更には、保護者は勿論、養護の専門家や子育て応援部、花巻清風支援学校遠野分教室などの専門機関等との連携を密にした対応に努めてまいります。

(5) 子育て（サークル活動）支援

就学児童が利用しない午前中の時間帯を中心に施設を在宅親子に活動場所として開放し、仲間意識の高まりや自主的活動を支援するとともに、子育てに関わる悩みや相談を子育て支援センターや各保育園と連携し対応してまいります。

4 地域子育て支援センターの運営

子育て家庭等に対する相談指導、子育てサークル活動等への支援は、社会福祉法人としての公益的な取組でもあることからその充実を図ってまいります。

(1) 支援センター「まなざし」等の活動充実

支援センターには専任の所長を配置し、各保育園の子育て支援推進担当者(主任保育士に発令)、各児童館・児童クラブ指導員と連動して活動の地域的温度差を解消し、子育て支援の拠点として、コーディネート機能の充実に努めます。

また、「まなざし」を利用する在宅親子に交流等の場を提供するとともに、親子同士の自主的活動支援、各地域子育てサークル活動の支援並びに合同事業や専門職による相談等を企画実施しながら利用の拡大を図ってまいります。

(2) 「こども本の森遠野」への運営参画継続

令和3年にオープンした「こども本の森遠野」は、支援センター「まなざし」の分室とし

て位置付け、職員を配置して運営に参画していますが、子育て支援業務としても配置職員の果たす役割が大きいことから、令和4年度も運営参画を継続します。

(3) 支援団体等との連携

子育て支援連絡会「クレヨン」、協会退職職員（OB）組織「陽だまりの会」及び主任児童委員との連携を強化し、在宅親子等への育児支援を推進します。